



いじめ問題への対応の要諦 ②

「重大事態」の確実な理解

いじめ防止対策推進法（以下、「法」という。）による定義は次のとおりです。

◆ いじめにより生命、心身及び財産に重大な被害が生じた疑いがある場合

◆ いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合

法の施行以降、重大事態が後を絶たないことを受け、文科省は「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の中で具体的な事例を示しています。



① 児童生徒が自殺を企図した場合

○ 自殺を企図したが軽傷で済んだ。

② 心身に重大な被害を負った場合

- リストカットなどの自傷行為を行った。
- 暴行を受け、骨折した。
- 投げ飛ばされて脳震盪となった。
- 殴られて歯が折れた。
- カッターで刺されそうになったが、とっさにバッグを盾にしたため刺されなかった。

③ 金品等に重大な被害を被った場合

- 複数の生徒から金品を強要され、総額1万円を渡した。
- スマートフォンを水に浸けられ壊された。

④ 精神性の疾病を発症した場合

- 心的外傷後ストレス障害と診断された。
- 嘔吐や腹痛の心因性の身体反応が続く。
- 多くの生徒の前でズボンと下着を脱がされ裸にされた。
- わいせつな画像や顔写真を加工した画像をインターネット上で拡散された。

⑤ いじめにより転学等を余儀なくされた場合

- 欠席が続き（重大事態の目安である30日には達していない）当該校へは復帰できないと判断し、転学（退学なども含む）した。